

# 新型コロナウイルス感染症等による影響に対する支援策(主なもの) (市民のみなさま)**【令和5年5月8日現在】**

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けた世帯等に対して下記の支援を行います。詳しくは、下記の相談窓口までお問合せください。

## ■国の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	所得税、贈与税、相続税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限までに申告が困難な場合は、個別指定による期限延長を申請することにより申告期限を延長することができます。	所得税、贈与税、相続税の納税義務者	大東税務署 0854-43-2360
2	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金『ひとり親世帯分』	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外）に対し、生活を支援するため、収入の少ないひとり親世帯の方に対し、特別給付金を支給します。 【給付額】 児童1人当たり 一律5万円  【給付金の支給・手続き】 対象者① ・申請は不要 ・児童扶養手当に合わせて支給済み 対象者②③ ・申請が必要 ・指定口座へ支給	①R5.3月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ②公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない方 ③新型コロナの影響を受けて、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	子ども政策局 子ども家庭支援課 0854-40-1067
3	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金『ひとり親世帯以外分』	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外）に対し、生活を支援するため特別給付金を支給します。 【給付額】 児童1人当たり 一律5万円  【給付金の支給・手続き】 対象者①の方で令和4年度住民税非課税の方 ・申請不要 ・児童手当の振込口座へ振り込み 対象者②③④ ・申請が必要 ・指定口座へ支給	①雲南市からR4年度「低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した方 ②食費等の物価高騰の影響を受けて、収入が住民税非課税相当となっている方	市民環境部 市民生活課 0854-40-1031

## ■島根県の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	県税の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、県税の納税が困難な方で、要件に該当する場合は、申請することにより、原則として1年以内の期間に限り納期限の猶予(先延ばし)が認められます。	県税の納税義務者	東部県民センター 雲南事務所 0854-42-9520
2	法人県民税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人県民税の納税義務者	東部県民センター 法人課税課 0852-32-5621
3	しまねプレミアム飲食券	飲食需要を下支えするため、県独自の支援策として、プレミアム商品券を販売します。 【実施内容】 額面 6,000 円を 5,000 円で販売 (20%上乘せ) 【販売期間】 令和 5 年 3 月 15 日～令和 5 年 7 月 31 日 【利用期間】 令和 5 年 3 月 20 日～令和 5 年 8 月 10 日	消費者	しまねプレミアム 飲食券事務局 0852-59-5650
4	ご縁も、美肌も、しまねから。しまね旅キャンペーン	島根県内の旅行で、利用料金の 20%相当額を支援します。 ○割引の上限 3,000 円/人・泊 ○交通付き宿泊プランの場合の割引の上限 5,000 円/人・泊 ◎しまねっこペイの配布 上記の商品の金額に応じて、以下のとおり配布 休日：2,000 円以上の商品 1,000 円分 平日：3,000 円以上の商品 2,000 円分	消費者	島根県商工労働部 観光振興課 0852-22-5625

## ■雲南市の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	市税等の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等の納税が困難な方で、要件に該当する場合は、申請することにより、原則として1年以内の期間に限り納期限の猶予(先延ばし)が認められます。	市税等の納税義務者	市民環境部 債権管理対策課 0854-40-1035
2	法人市民税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人市民税の納税義務者	市民環境部 税務課 0854-40-1034
3	生活困窮者自立支援事業	専門の相談員が困りごとの相談に応じ、必要な援助を提供し、生活を支援します。	生活の困りごとを抱えている方	雲南市社会福祉協議会(生活支援・相談センター) 0854-45-3933

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
4	住居確保給付金 支給事業	○支給金額 家賃相当分の金額 ※月額上限 単身世帯3万7千円 ※2人以上の場合加算措置あり ○支給期間 原則3か月以内	離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した方、または喪失する恐れのある方	雲南市社会福祉協議会（生活支援・相談センター） <b>0854-45-3933</b>

### ■その他団体等の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	【日本年金機構】 国民年金保険料の免除	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる場合、臨時特例免除申請により国民年金保険料を免除します。 【対象となる国民年金保険料】 ・令和2年度保険料 令和2年7月～令和3年6月分 ・令和3年度保険料 令和3年7月～令和4年6月分 ・令和4年度保険料 令和4年7月～令和5年6月分 ※過去の保険料については申請月から2年1ヶ月まで遡って申請ができます。	国民年金の被保険者	松江年金事務所（代表） <b>0852-23-9540</b> 雲南市市民環境部 市民生活課 <b>0854-40-1031</b>